

下水道事業の整備区域が広がります

今年度は、池浦町・昭和町・大東町・横山町・安城町・古井町・高棚町・桜井駅周辺区画整理地区・県営依佐美住宅のそれぞれ一部の区域に下水道を整備していきます。その区域の土地所有者の皆さんに「受益者負担金」を賦課させていただきます。

◆問い合わせ◆
下水道管理課

新たな賦課区域は

今年度の賦課区域は図のとおりです。今後も、整備の進み具合によって、毎年4月に対象区域を決定し、お知らせしていきます。

受益者負担金は公平の原則から

下水道が整備されると、トイレからのし尿や台所・ふろからの生活雑排水などを下水道管へ直接流すことができます。汚水が側溝に流れなくなり、生活環境が改善されます。

しかし、下水道は道路や公園などの公共施設と違い、利用できる人が限られるため、下水道の整備費を税金だけでまかなうことは公平性を欠くことになります。

そこで、下水道が整備されて便益を受ける人(受益者)に整備費の一部を負担していただき、下水道の整備を一層促進していくために設けられたのが、受益者負担金制度です。

受益者負担金は

1平方メートルあたり350円

受益者負担金の対象となる土地は、原則として下水道整備区域内のすべての土地です。

負担金を納めていただく人は、その区域の土地所有者です。その土地に地上権や使用貸借などの権利がある場合は、その権利者に納めていただく場合もあります。

負担金は、その土地に対して一度限りのもので、1平方メートルあたり350円です。納付方法は、分割納付(年2回ずつ5年間)と一括納付があり、一括納付をする場合、報奨金が交付されます。

(例)200平方メートル(約60坪)の土地の負担金額は？

350円×200平方メートル＝7万円
分割納付の場合は、70000円ずつの10回払い、一括納付の場合は、報奨金1万1340円を差し引いた5万8660円の支払いとなります。

受益者は申告を

受益地を正しく把握し、また負担金を各受益者に割り当て徴収するため、土地所有者に地目・面積などを記載した申告書を送りします。その内容をご確認のうえ申告してください。

受益者負担金説明会を開催

受益者負担金制度と納付までの手続きを理解していただくため、説明会を開きます。該当する土地所有者には別途ご案内します。

〔今年度の納付までの流れ〕

- ①5月 関係者への説明会
- ②6月上旬 受益者申告書の送付
- ③6月末まで 市へ申告書を提出
- ④8月上旬 負担金決定通知書の送付
- ⑤9月上旬 納入通知書の送付
- ⑥9月末まで 指定金融機関または郵便局で納付

桜井駅周辺区画整理地区

平成17年度に新たに
賦課対象となる区域

